

議案第 86 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 30 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 墨田区手数料条例（平成 12 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 保健衛生・環境関係の部中 83 の項を削り、84 の項を 83 の項とし、85 の項を 84 の項とする。

第 2 条 墨田区手数料条例の一部を次のように改正する。

別表 2 保健衛生・環境関係の部 39 の項中「基づく犬の登録」の次に「及び鑑札の交付（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 39 条の 7 第 2 項の規定により当該犬の登録の申請及び鑑札の交付があったものとみなされる場合を除く。）」を加え、同部中 84 の項を 85 の項とし、43 の項から 83 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、42 の項の次に次のように加える。

43	動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 6 項の規定に基づく犬の鑑札の交付	犬の鑑札の交付手数料	1 件につき 1,600 円	交付のとき。
----	--	------------	----------------	--------

付 則

この条例中第 1 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部改正により手数料を廃止するとともに、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により犬にマイクロチップを装着した者に係る狂犬病予防法で定める犬の登録等の手数料を徴収しない場合等を定める必要がある。